

経理の窓



平成19年8月1日号

遅い梅雨明け、晴れ間もつかの間、集中豪雨のニュースに、今年は雨の多い夏になるのでしょうか？
熱帯地方のような気候ですね。

今月の税務

法人 : 6月決算法人の確定申告と納付
個人 : 市・県民税の第2期分の納付
個人事業税の第1期分の納付

法人税関係法令の改正の概要が公開されました

国税庁から、『平成19年度 法人税関係法令の改正の概要』が、6月に発表されて、ホームページから入手することも可能になりました。

中小の事業者に関係のある主な事項は、

- I 減価償却制度に関する改正 (平成19年4月1日から適用)
- II 役員給与に関する改正により、役員給与の損金不算入制度の整備が行われました。
特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度が整備され、適用除外となる基準所得金額が、800万円以下から1,600万円以下とされました。(平成19年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用)
- III リース取引に関する規定の整備 (平成20年4月1日以後に締結するリース取引に適用)
- IV 特定同族会社の留保金課税制度の整備
特定同族会社から資本金等の額が1億円以下の被支配会社が除かれました。(平成19年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用)

IとIIIの減価償却制度に関する改正とリース取引に関しては6月号にてご案内させていただきました。

IIの役員給与に関する改正は、平成18年3月31日に改正されたものをさらに整備したものです。

年度末に非常勤の役員に10万円程度の年間報酬を支払うにも、事前確定届出給与の届出が必要になりました。

信用保証協会の保証制度に責任共有制度が導入されます。

平成19年10月より責任共有制度が導入されて、これまで保証協会の保証割合は100%でしたが、金融機関20%、保証協会80%という分担になります。(小規模企業等は、1,250万円までは、引き続き保証協会100%負担)金融機関が責任を共有することになることから、より一層中小企業の品格(経営内容)が求められてくることになりそうですね。

資金調達の予定している社長さんは、早めに融資の相談(申込み)をされるとよろしいかもしれませんね。

有限会社たべい

電話043-422-5836 FAX043-422-5844